

一関市観光宿泊施設応援事業企画提案審査要領

1 審査機関

- (1) 本事業に係る企画提案の審査は、一関市観光宿泊施設応援事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、下記に定める審査方法、審査項目等に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、原則として参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 審査委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに得点を付し、審査委員会で合計した総得点により得点が上位の者を受託候補者として選定する。

なお、最高得点に同数が出た場合は、見積額がより廉価であった事業者を受託候補者とし、さらに見積額が同額であった場合は、審査委員会において合議のうえ決定する。ただし、各審査項目の配点に「劣る」の評価があった場合若しくは各委員の採点結果の合計が 360 点未満となった場合は最低得点（最低基準点）を下回ったものと判断し、該当する事業者を失格扱いとする。

- (3) 参加者が 1 者のみであった場合でも、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本事業の実施にふさわしいか否かを評価する。

3 審査項目、審査観点及び配点

委員は提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容について、下記の審査項目及び審査観点に従い審査する。

審査項目及び審査観点			配点				
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	実施体制	会社概要・組織体制	10	8	6	4	2
		類似業務の実績	10	8	6	4	2
2	事業内容	仕様に基づき、趣旨・目的を十分に理解した提案となっているか。	20	16	12	8	4
		一関市内の宿泊施設の利用促進を図ることで、宿泊者が増加し、宿泊施設などの市内観光関連事業者の売上向上に寄与する内容となっているか。	20	16	12	8	4
		効果的かつ効率的に情報発信を行い、当市への旅行需要を喚起するような観光プロモーション手法などが盛り込まれているか。	10	8	6	4	2
		OTA 未登録事業者等への導入サポート（登録案内、必要手続き、プラン販売の支援策）など、本事業実施に際して市内宿泊施設への対応が網羅できる内容となっているか。	10	8	6	4	2
		他に優れ、特に評価すべき内容が盛り込まれているか。	10	8	6	4	2
3	経費	積算単価、数量、提案内容の整合性がとれているか。	10	8	6	4	2
合計			100点満点				